



市章

# 大津市公報

令和5年4月1日  
号外(第23号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

- 規 則
  - 教育委員会規則
    - 1 大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
  - 教育委員会規則
    - 5 大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則…………… 1
    - 6 大津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則…………… 2
    - 7 大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則…………… 2
    - 8 大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則…………… 2
    - 9 大津市立幼稚園規則の一部を改正する規則…………… 3
    - 10 大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 3
  - 教育委員会訓令
    - 1 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正…………… 3
  - 教育委員会告示
    - 4 平成28年教育委員会告示第8号(個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について)の一部改正…………… 4
  - 教育委員会教育長告示
    - 1 公印の廃止について…………… 4

## 規 則 教育委員会規則

大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市長 佐藤 健 司  
大津市教育委員会教育長 島崎 輝 久

### 大津市規則 大津市教育委員会規則 第1号

大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則(平成25年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「大津市個人情報保護条例(平成16年条例第1号)第2条第5項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第1項」に、「同条例第12条第2項」を「同法第69条第2項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 教育委員会規則

大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市教育委員会  
教育長 島崎 輝 久

### 大津市教育委員会規則第5号

大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会公印規則(平成10年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1職印の表大津市立堅田公民館長之印の項を次のように改める。

削除	27	26	削除	削除	削除	削除
----	----	----	----	----	----	----

別表第1職印の表大津市立下阪本公民館長之印の項を次のように改める。

削除	33	32	削除	削除	削除	削除
----	----	----	----	----	----	----

別表第2職印の項第26号及び第27号を次のように改める。

(26)及び(27)

削除

別表第2職印の項第31号及び第32号を次のように改める。

(31)及び(32)

削除

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

**大津市教育委員会規則第6号**

大津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会会議規則（平成6年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「及び氏名」を「、氏名及び電話番号」に、「押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 請願者が法人である場合における前項の規定の適用については、同項中「住所、氏名」とあるのは「主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名」と、「署名」とあるのは「代表者の署名」とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

**大津市教育委員会規則第7号**

大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「陳情」の次に「（次に掲げるときを除く。）」を加え、同号に次のように加える。

ア 公の秩序又は善良の風俗に反する内容であるとき。

イ その内容と同趣旨のものが過去1年以内にあるとき。

ウ 政治的又は宗教的中立性を損なうおそれのある内容であって、委員会で可否を決することが適当でないものであるとき。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項第2号アからウまでに掲げる請願及び陳情を処理したときは、これを次の委員会の会議において報告しなければならない。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市教育委員会  
教育長 島 崎 輝 久

**大津市教育委員会規則第8号**

大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則  
大津市立学校の通学区域に関する規則（平成15年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。  
別表第1項の表平野の項中「相模町の一部」を削り、別表第1項の表膳所の項中「相模町の一部」を「相模町」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
大津市立幼稚園規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和5年4月1日

大津市教育委員会  
教育長 島 崎 輝 久

**大津市教育委員会規則第9号**

大津市立幼稚園規則の一部を改正する規則  
大津市立幼稚園規則（昭和36年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
第3条中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和5年4月1日

大津市教育委員会  
教育長 島 崎 輝 久

**大津市教育委員会規則第10号**

大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則  
大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則（平成4年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項第2号イ中「プラネタリウム」の次に「の投影」を加え、同号エ中「常設の」を削る。  
第4条第2項中「プラネタリウム」の次に「の投影」を加え、同条第3項中「常設展示」を「展示」に改め、同条第4項中「プラネタリウム」の次に「の投影」を加え、「常設展示」を「展示」に改める。  
第5条第1項第1号中「常設展示」を「展示」に改める。  
第9条の見出し中「プラネタリウム等」を「プラネタリウムの投影等」に改め、同条中「20名」を「20人」に、「科学館プラネタリウム及び常設展示」を「科学館のプラネタリウムの投影及び展示」に、「プラネタリウム団体観覧申請書又は常設展示団体観覧申請書」を「プラネタリウムの投影の団体観覧に係る申請書又は展示の団体観覧に係る申請書」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**教 育 委 員 会 訓 令**


**大津市教育委員会訓令第1号**

大津市教育委員会事務決裁規程（平成6年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
令和5年4月1日

大津市教育委員会  
教育長 島 崎 輝 久

第2条第11号中「室長」の次に「（学校ICT支援室長を除く。）」を加え、同条第12号中「の課長補佐」の次に「、室長（学校ICT支援室長に限る。）」を加える。  
第10条第1項中「館長（第2条第12号）」を「室長（第2条第12号に掲げる室長に限る。）並びに館長（同号）」に改める。



大津市立下阪本公民館 長之印	館長名をもって発す る文書用	下阪本公民館 長	令和5年4月 1日	
-------------------	-------------------	-------------	--------------	---